

## 美里町再生可能エネルギー設備等導入補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この告示は、住宅敷地内（以下「住宅用地」という。）に太陽光発電設備、蓄電池及びV2H充放電設備（以下「発電システム等」という。）を設置した者に対し、町がその費用の一部を補助することにより、脱炭素の推進及び災害時におけるエネルギー自給等を高めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において「太陽光発電設備」とは、太陽光エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置及びこれに附属する太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー等の装置の総体で、次に掲げる要件を全て備えたものをいう。

- (1) 最大出力が3キロワット以上の住宅用地に設置する設備であって、住宅用地に建つ居住用住宅（併用住宅（専ら人の居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とを一つの建物の中に併せ持つ住宅のうち、居住部分の面積が総床面積の2分の1以上のものに限る。）を含む。以下同じ。）で利用するためのものであること。
- (2) 電力会社の低圧配電線と逆流のある系統連結（発電システムによる発電量のうち、住宅における使用量を超える余剰電力が生じた場合に、これを商用電力に送電できるように当該発電システムを商用電力と連結させていることをいう。以下、同じ。）をしていること。ただし、蓄電池、V2H充放電設備を備える場合は、この限りでない。
- (3) 電力会社と電灯契約（電灯又は小型機器を使用する需要に関する契約をいう。）を締結していること。
- (4) 設置した太陽光発電設備が未使用品であること。
- (5) 設置した太陽光発電設備の各装置は市場に流通する製品であること。

2 この告示において「蓄電池」とは、太陽光発電設備により発電した電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる定置型で、次に掲げる要件を全て備えたものをいう。

- (1) 設備を構成する蓄電池の蓄電容量の合計が、4キロワット以上であること。
- (2) 既に設置している又は新たに導入する太陽光発電設備と一体的に使用するものであること。
- (3) 設置した蓄電池が未使用品であること。
- (4) 設置した蓄電池は市場に流通する製品であること。

3 この告示において「V2H充放電設備」とは、電気自動車又はプラグインハイブリッド車（以下「電気自動車等」という。）から電力の取り出し及び電気自動車等への充電を行う装置で電気自動車等と住宅間の電力を相互に供給する

設備で、次に掲げる要件を全て備えたものをいう。

- (1) 既に設置している若しくは新たに導入する太陽光発電設備又は既に導入している若しくは新たに導入する電気自動車等と一体的に使用するものであること。
  - (2) 一体的に使用する電気自動車等が次の要件に全て適合すること。
    - ア 住宅への給電機能及び住宅からの充電機能を備えていること。
    - イ 自動車検査証における燃料の種類が「電気」又は「ガソリン・電気」と記載されているものであること。
    - ウ 補助対象者及び同一世帯に属する者が当該電気自動車等を所有し、又は使用する権利を有すること。
    - エ 自動車検査証における使用の本拠の位置がV2H充放電設備の設置場所と同じであること。
  - (3) 設置したV2H充放電設備が未使用品であること。
  - (4) 設置したV2H充放電設備は市場に流通する製品であること。
- 4 この告示において「PPA」とは、発電システム等の所有者が、当該設備を自己の負担により町内の住宅用地に設置し、所有・維持管理等をしながら、当該設備により発電した電力を当該住宅用地に居住する個人に供給する契約で、契約期間が5年以上のものをいう。
- 5 この告示において「リース」とは、発電システム等の所有者である貸主が、当該設備の借主である個人に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約で、契約期間が5年以上のものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て備えている者とする。

- (1) 町内の住宅用地に建つ居住用住宅に電力を供給する目的で発電システム等を設置した者又は発電システム等を設置した町内の建売住宅を購入した者であること。
- (2) 前号の住宅に自ら居住し、かつ、住所を有する者
- (3) 補助対象者及びその者と同一世帯に属する者に町税の滞納がないこと。
- (4) 美里町暴力団排除条例（平成24年条例第11号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者（その者と同一世帯に属する者を含む。）であること。
- (5) 過去において同一の発電システム等でこの告示の補助金の交付を受けたことがない者（その者と同一世帯に属する者を含む。）であること。
- (6) PPA、リースにより発電システム等を導入する場合の補助対象者は、発電システム等を設置する住宅用地に居住し管理する者であること。

(補助金の額)

第4条 交付する補助金の額は、次に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 太陽光発電設備 10万円
- (2) 蓄電池 10万円
- (3) V2H充放電設備 10万円

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、美里町再生可能エネルギー設備等導入補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所を示した地図
- (2) 設置箇所を示した配置図
- (3) 設置工事着工前後の現況写真（既に発電システム等が設置された建売住宅の場合は、着工前の現況写真を除く。）
- (4) 設置に係る経費の内訳が明記されている契約書の写し又は設置に要した経費に係る領収書及び内訳書の写しなどこれに代わるもの（以下「契約書等」という。）。なお、PPA、リースにより発電システム等を設置した場合、契約書の写し、PPA料金計算書又はリース計算書の写し、補助対象設備ごとの経費内訳が分かるものの写し
- (5) 補助対象となる発電システム等が第3条の要件を満たすことを確認できる書類の写し。ただし、前号に掲げる書類の写しで確認できる場合は、省くことができる。
- (6) 申請者の住民票の写し
- (7) 補助対象設備を導入する住宅用地の所有者を証する次のいずれかの書類の写し
  - ア 評価証明書その他町が発行する資産に関して証明する書類
  - イ 土地建物に係る登記事項証明書の写し
- (8) 申請者と住宅用地の所有者が異なる場合、関係が分かる書類又は同意書
- (9) 誓約書（様式第2号）
- (10) 蓄電池又はV2H充放電設備のみを導入した場合、太陽光発電設備の設置状況が確認できる次のいずれかの書類
  - ア 太陽光発電設備の設置状況が分かる写真
  - イ 太陽光発電設備の設置に係る契約書の写し又はこれに代わるもの
  - ウ その他太陽光発電設備の設置が確認できる書類
  - エ 既に電気自動車等を導入している場合は、当該電気自動車等の自動車検査証の写し（V2H充放電設備導入の場合）
  - オ 新たに電気自動車等を導入する場合は、当該電気自動車等の導入に係る契約書の写し又はこれに代わるもの（V2H充放電設備導入の場合）

- (11) 発電システム等の保証書の写し
- (12) 電力会社との系統連結に伴う電力受給契約書の写し（蓄電池、V2H充放電設備のいずれか導入の場合不要）
- (13) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請書の提出期限は、契約書等の日付から6月以内とする。  
（交付決定）

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、美里町再生可能エネルギー設備等導入補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により申請者の当該交付の可否を通知するものとする。

2 町長は、交付決定を行うときに条件を付することができる。  
（請求）

第7条 前条に規定する通知を受けた申請者は、美里町再生可能エネルギー設備等導入補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。  
（交付決定の取消し）

第8条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。

（返還）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

（財産処分の制限）

第10条 申請者は、交付が決定した日の属する年度の翌年度から5年を経過するまで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊す（廃棄を含む。）こと等（以下「処分」という。）を行うときは、あらかじめ町長に財産処分承認申請書（様式第5号）を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 前項の規定による承認を得ずに処分を行った場合、町長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

（協力）

第11条 町長は、申請者に対して、必要に応じて発電システム等に関する資料の提供その他の協力を求めることができる。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、同日以後に契約した発電システム等について適用する。